

提出書類チェック表【測量・建設コンサルタント等】

業 者 番 号	0	0	0						-	0	5
商号又は名称											
TEL						記入者名					

1) 次の書類は綴じないで提出すること (○：必ず提出 △：必要に応じて提出)

必要書類		注意事項	チェック欄	
			申請者用	管財課用
太宰府市指名（一般）競争入札参加資格申請書	○	市指定様式 記入例参照		
業務経歴書（測量等実績調書）	○	統一様式の様式2 直近2年間の参加希望の業種のもの（様式5）		
技術者経歴書	○	統一様式の様式3 （様式6）		
申請書 受付用はがき	○	郵便はがきの裏面に「受付はがき様式」を切り取って貼り、表面に返送先を記入すること。		

2) 次の書類は番号順にホッチキス等で綴じて提出すること（A4版の大きさに揃えること）

①提出書類 チェック表	○	この用紙で各書類の有無をチェックし以下の書類の表紙にすること。		
②経営規模等 総括表	○	統一様式の様式1の2枚目～3枚目 （様式4）		
③業種登録通知書 又は証明書又は現 況報告書の写し	△	業種登録通知書又は許可証明書の写し又は現況報告書（確認済みの印のあるもの）の表紙の写し		
④年間委任状	△	本社登録の場合は不要です。 見積、入札、契約の締結及び代金の請求、受領等を代理人（支店長、営業所長等）に委任する場合のみ提出してください。入札のみ等の委任は認められません。 委任の期間は令和8年4月1日から令和10年3月31日までとなります。		
⑤市税に滞納がないことの証明書 （次ページ参照）	○	（i）本市内に事業所を有する場合 本市納税課発行の市税に滞納がないことの証明書。 （写し可。発行より3か月以内のもの） （ii）市外の事業所の場合 所在地の市町村税に滞納がないことの証明書。 （写し可。発行より3か月以内のもの） （支店・営業所等の場合は本社分で代用可） <u>※証明書発行の際に必要な書類等につきましては、発行する市区町村にお尋ねください。</u>		
⑥消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書 （次ページ参照）	○	「その3」「その3の2」「その3の3」いずれも可 「その3」の場合「消費税及び地方消費税」にチェックをして請求を行ってください。 （写し可。発行より3か月以内のもの） （電子納税証明書（PDF ファイル）を印刷したものでの提出も可）		
⑦誓約書	○	所在地、商号又は名称、代表者を記入し、押印すること。		
⑧役員名簿	○	別紙「役員名簿提出マニュアル」に沿って手続きを行い、手続き完了後、1部印刷し提出してください。		

市使用欄

備考・摘要	同時受付業者番号

※次ページもお読みください

※県税に関する証明書類は添付不要です。

⑤.「市（区・町・村）税に滞納がないことの証明書」の添付について

(1)「市税に滞納がないことの証明書とはなんですか」

証明書の中に「(令和**年**月**日現在、)市税に(係る徴収金に)滞納がないことを証明します。」または「町税に滞納がないことを証明します。」のような表示が含まれているもので、市区町村が課税する(市区町村民・固定資産)税等に滞納がない場合について発行しているものです。「完納証明」「滞納なし証明」の名称で発行している市町村もあります。

近隣では福岡市各区をはじめ、筑紫地区の太宰府市、筑紫野市、大野城市、春日市、那珂川市については上記の証明書を発行しておりますので必ず添付してください。(写しでも可)

なお、上記のような表示内容の証明書がない市区町村(東京23区等)の場合は、

○直近2か年の各市区町村発行の納税証明書(市区町村民税・固定資産税等)

○東京23区の場合は都税事務所発行の納税証明書(都民税・固定資産税等)

を添付してください。

(2)「非課税のため、市税に滞納がないことの証明書が発行されないのですが」

税の申告は行っているが非課税になっている場合は、非課税証明書を添付してください。

(3)「太宰府市へ業者登録している支店・営業所等の所在地は納税地ではないのですが」

本社・本店の納税地での証明書で代用してください。

(4)「法人業者の場合に代表者(代理人)の証明書は必要ですか」

個人事業者については代表者(代理人)の証明書が必要ですが、法人事業所については法人への課税分のみで結構です。代表者(代理人)の証明書は不要です。

(5)太宰府市納税課で市税に滞納がない証明書を取得する場合の注意点

市税等を金融機関での納付直後もしくは口座振替直後は、収納確認ができず、証明書が発行できない場合があります。詳しくは納税課ホームページの『注意事項』をご覧ください。

納税課ホームページ：<https://www.city.dazaifu.lg.jp/soshiki/9/3119.html>

⑥.「消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書」の添付について

(1)「消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書とは」

- ・管轄税務署(管理徴収部門)での証明書発行となります。「納税証明書交付請求書」により、管轄税務署にて交付請求を行ってください。
- ・証明書の種類は「その3」「その3の2」「その3の3」いずれでも構いませんが、「その3」で請求する場合は、「消費税及び地方消費税」にチェックをして請求を行ってください。
- ・発行手数料が証明書1通につき370円が必要です。(現金または収入印紙)
- ・代理人が納税証明書を請求する場合には、納税者(委任者)の委任状を持参して請求してください。

※納税証明書のオンライン請求について

- ・納税証明書の交付請求は、インターネットでのオンライン請求が便利です。
- ・電子納税証明書(PDFファイル)を印刷したものでの提出も可とします。※証明書の発行日に注意してください。
- ・オンライン請求に関する詳細は、下記を参照または管轄税務署にお問い合わせください。

<https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei1.htm>

(※提出可能なものは電子納税証明書(PDF形式)を印刷したものに限ります。電子データおよび電子納税証明書(XML形式)での提出はできませんので、ご注意ください。)

(2)「消費税の免税業者ですが証明書は発行されるのですか」

免税業者(税額のないもの)についても納税証明書(その3)が発行されるので提出してください。

災害、病気、事業の休廃業等により猶予制度の適用を受けて、「市税に滞納がないことの証明書」及び「消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書」が提出できない場合は代わりに以下の書類を提出してください。

- ・市税：「徴収猶予許可通知書」
- ・国税：「納税の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書(その1)」の写し